

地下水の法的性質等について

1 地下水に関する法律

(1) 地下水の採取に関する法規制

・工業用水法

目的：工業用地下水の取水による地盤沈下の防止

対象となる地域は政令で定められており（10 都府県 17 地域）、山梨県は対象外

・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（通称：ビル用水法）

目的：建築物用地下水の取水による地盤沈下の防止

対象となる地域は政令で定められており（4 都府県 4 地域）、山梨県は対象外

・温泉法

目的：温泉源の保護と温泉採取等に伴い発生する災害の防止

温泉利用を目的とする地下水採取が対象

(2) 地下水質の保全に関する法規制

・水質汚濁防止法

目的：公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止

政令で指定された「特定施設」を設置している「特定事業場」からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制

(3) 総合的な水政策についての基本理念

・水循環基本法

目的：水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環を維持又は回復させ、

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

基本理念（第 3 条第 2 項）において、地下水を含む水を「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として位置づけている。

2 地下水の法的性質

(1) 学説

- ・私水説 民法第 207 条を根拠とし、土地所有権は地下水に及ぶとする説で判例が採用。

民法第 207 条 土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

- ・公水説 地下水が流れていることを根拠に、河川法との整合性から、地下水を河川の流水と同様に公水と解する説。

河川法第 2 条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

(2) 判例

明治 29 年 3 月 27 日大審院判決

「地下ニ浸潤セル水ノ使用権ハ元来其土地所有権ニ附従シテ存スルモノナレハ其土地所有者ハ自己ノ所有権ノ行使上自由ニ其水ヲ使用スルヲ得ルハ蓋シ当然ノ条理ナリトス」

3 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例における「地下水」の法的位置づけ等について

(1) 条例の概要

第1回検討会 資料6を参照

(2) 基本理念（第3条）における地下水の位置づけ

・第3条第1項逐条解説

地下水の利用は民法第207条により、土地所有権の行使である。

しかし、地下水は、水が蒸発して霧や雲となり、雨となって地表に達した後、河川として流下するとともに、地下に浸透したのもも緩やかに地中を流れ、河川・海等に流出し、再び蒸発を繰り返すという水循環の一部をなし、また、本県においては、地下水が県民生活や地域産業の共通基盤となっている。

これらのことから、本項では、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならないという認識にたつて、地下水の保全は推進されなければならないという理念を示している。

・第3条第2項逐条解説

地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水位の低下や地盤沈下など、地下水による障害が発生しないよう、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより、地下水の保全は推進されなければならないという理念を示している。また、本項は、第16条の命令や第18条の地下水涵養の努力義務がなぜ必要かの基本理念でもある。

・第3条第3項逐条解説

社会経済状況の変化に伴い、民有林の多くは手入れが行き届かず、荒廃が進み、森林の有する水源の涵養機能が十分に発揮できなくなる恐れがあるため、全ての県民つまり社会全体で森林を支えるという考え方の下に、水源地域の保全を図ることが必要であるという理念を示している。

(3) 地下水涵養の努力義務（第18条）について

・第18条第1項逐条解説

届出の有無や揚水設備の規模の大小にかかわらず、地下水を保全するため、地下水の涵養の努力義務があることを規定している。

・第18条第2項逐条解説

第2項は、大量に地下水を採取することは、水循環に対して与える負荷が大きいことから、様式の吐出口が50cm²を超える揚水設備を設置する者には、地下水の涵養に関する計画の作成・提出を義務付けることによって、計画的な地下水の涵養の取り組みの実施を促すこととした。